

○矢掛町開発事業の調整に関する条例施行規則

昭和54年8月31日規則第9号

改正

令和7年8月1日規則第26号

(目的)

第1条 この規則は、矢掛町開発事業の調整に関する条例（昭和47年矢掛町条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(開発事業の実施基準)

第2条 条例第3条に掲げる基準の適用について必要な技術的細目は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条の規定又は岡山県県土保全条例施行規則（昭和48年岡山県規則第36号）第4条の規定を準用するものとする。

(開発事業の届出および協議)

第3条 条例第4条に定める開発事業を実施しようとする者（以下「開発事業者」という。）は、開発事業実施届出（協議）書（様式第1号）に別表に定める関係書類（事業計画書）を添えて町長に提出しなければならない。

2 条例第4条の規定により届け出た開発事業の変更をしようとする開発事業者は、すみやかに開発事業変更承認届出（協議）書（様式第2号）に別表に定める関係書類（事業計画書）を添えて町長に提出しなければならない。

(開発事業の承認等)

第4条 町長は、前条の規定により協議のあった開発事業について承認したときは、開発事業（変更）承認書（様式第3号）を交付するものとする。

2 町長は、前項に規定する開発事業の区域が町に隣接する他の市に及ぶときは、当該市に対し必要な事項の照会をすることができる。

(開発事業の着工等)

第5条 開発事業者は、法令に定める許可、認可及び条例第4条に定める町長との協議成立後でなければ当該事業に着工することができない。

2 開発事業者は、当該事業に着工するときは、工事着工届出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(開発事業の中止又は廃止の届出及び承認)

第6条 開発事業の中止、再開又は廃止をしようとする事業者は、開発事業中止（再開）承認願（様

式第5号)又は開発事業廃止承認願(様式第6号)を町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。

(開発事業の完了等)

第7条 開発事業者は当該事業が完了したときは、工事完了届出書(様式第7号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(開発事業の完了確認)

第8条 町長は、前条の工事完了届出書の提出があった場合は、その工事が開発行為承認の内容に適しているかどうかについて確認検査をするものとし、開発行為承認の内容に適している場合は、完了確認書(様式第8号)を交付するものとする。

(身分証明書)

第9条 条例第8条の身分証明書は、様式第9号のとおりとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和54年9月1日から施行する。

附 則 (令和7年8月1日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表

関係書類(事業計画書)

番号	種別	関係書類図面名	明示すべき事項	縮尺
1	事業計画	事業説明書	事業内容、規模、資金計画書、位置図	1以上/10,000
		土地利用計画図	開発区域の境界、公共施設及び公益的施設の位置並びに形状、予定建築物の敷地の形状	1以上/1,000
		建築図	建築物の平面図及び構造図等	1以上/500
2	道路計画	道路計画図	道路の位置、形状、幅員及び勾配等、周辺道路との関連	1以上/1,000
		道路断面図	標準的な幅員、側溝等の構造、寸法及び	1以上/200

			材質，道路設置前の地盤高等	
3	用水計画	給水施設計画図	給水施設の位置，形状，寸法及び取水方法並びに消火栓の位置等	1 以上／1,000
4	排水計画	排水施設計画図	排水区域の区域界及び排水施設の位置，種類，構造図（材料，形状，寸法）勾配水の流れ方向，吐口の位置及び放流先の名称等	1 以上／1,000
5	防災計画	造成計画書	造成業者名，造成の時期，材料，盛土等の運搬方法及び経路	
		造成計画平面図	造成区域の境界，切土又は盛土部分の位置がけ又は擁壁の位置	1 以上／1,000
		造成計画断面図	がけの高さ，勾配及び土質，切土又は盛土をする前の地盤面 がけ面の保護方法，擁壁の寸法，勾配，擁壁の材料の種類，寸法裏込コンクリートの寸法，透水層の位置，寸法，擁壁を設置する前後の地盤面，基礎地盤の土質及び基礎ぐいの位置，材料，寸法等	1 以上／200
6	公害防止計画	公害防止計画書	工事場で公害の発生のおそれのあるものはこの計画書のほかに公害防止誓約書を提出	
7	清掃計画	清掃施設整備計画書	し尿，ごみ処理施設の位置，種類の構造図（材料，形状，寸法）	1 以上／1,000
8	その他	同意書・許可書等	関係土地改良区用水組合等の同意書，水利権者の同意書等 関係法令による許可書等の写 その他町長が必要とする種類	